

熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、防災・減災・景観保全森林整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 この事業は、木材価格の低迷等から森林所有者が林業経営意欲を失い、管理が困難な人工林について、強度の間伐により針広混交林への誘導を促進するとともに、間伐木を安全な場所に移動集積することにより、流木被害も含めた山地災害防止等の森林の公益的機能を高度に発揮できる、多様で健全な森林の育成を図ることを目的とする。

（事業の内容等）

第3条 事業の内容、実施主体、補助率及び採択基準等については、別表のとおりとする。

（事業の実施基準）

第4条 実施主体は、別に定める熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施基準（以下「実施基準」という。）に基づき事業を実施するものとする。

（事業実施計画）

第5条 要項第3条の事業実施計画書（以下「計画書」という。）は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 実施主体は、計画書の作成に当たっては、事業の趣旨を踏まえ、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請及び事業実施体制を把握したうえで、森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画との調整を図るものとする。
- 3 実施主体は、別記第2号様式に要項第3条の事業実施計画承認申請書と第1項の計画書を添えて、関係市町村長に提出するものとする。
- 4 市町村長は、実施主体から計画書の提出があったときは、その内容を確認し、市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものについて、管内分をとりまとめるうえ、別記第3号様式により所管の広域本部（地域振興局）長（熊本市にあっては、農林水産部長。以下「本部長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により提出された計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、別記第4号様式に計画承認通知書（別記第5号様式）を

添えて、関係市町村長に通知するものとする。

- 6 市町村長は、前項の規定による通知があったときは、別記第 6 号様式に計画承認通知書を添えて、実施主体に通知するものとする。

（事業実施計画の変更）

第 6 条 要項別表の計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由は、各広域本部（地域振興局）の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。

- 2 要項第 5 条第 1 項の事業実施変更計画書は、別記第 1 号の 2 様式のとおりとする。
- 3 事業実施変更計画書の提出については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。
- 4 事業実施変更計画の承認については、前条第 5 項及び第 6 項の規定を準用する。

（協定の締結）

第 7 条 事業の実施に当たり、市町村長、森林所有者及び実施主体の三者で、当事業に係る協定（別記第 7 号様式）を締結するものとする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 規則第 3 条及び要項第 6 条の規定による補助金の交付申請書は、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

- 2 要項第 6 条第 2 項第 1 号の事業計画書は、別記第 8 号様式によるものとする。
- 3 その他、交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - ア 前条の規定に基づき締結した協定書（写し）
 - イ 実施基準に定める標準地調査表
 - ウ 施行箇所チェック票（別記第 8 号様式の別紙）
- 4 広域本部（地域振興局）長は、第 2 項の補助金の交付申請書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。
- 5 補助金交付の条件は、規則第 5 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 規則、要項及びこの要領に従わなければならない。
 - (2) 前条の規定に基づき締結した協定に従わなければならない。
 - (3) 規則第 5 条第 1 項各号及び前二号の条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（補助金の変更交付申請）

第 9 条 規則第 7 条第 1 項及び要項第 8 条第 1 項の変更事由は、各広域本部（地域振興局）の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。

- 2 規則第 7 条第 1 項及び要項第 8 条第 2 項の変更申請については、前条第 1 項

から第3項までの規定を準用する。

（完了届）

第10条 実施主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第9号様式）に次の書類を添えて、本部長等に提出するものとする。

- (1) 別記第8号様式
- (2) 事業着手前及び事業完了後の写真（全景及び近景写真）
- (3) 事業を実施した箇所の位置図（施行地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）
- (4) 事業を実施した箇所の区域図等（施行地の区域又は森林作業道の線形を示した森林計画図）

（県のしゅん工検査）

第11条 本部長等は、前条の完了届の提出があったときは、別に定める熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業検査要領（以下「検査要領」という。）に基づき、しゅん工検査を行うものとする。

2 実施主体は、次に掲げる場合には、事業期間の途中において、本部長等に対し中間検査の依頼をすることができる。

ア 間伐木の移動集積を行うために森林作業道を開設した場合であって、完了届提出前に使用する必要があるとき

イ 事業の施行箇所数が多い場合等、事業完了後のしゅん工検査への対応及び事務の負担軽減等を図る必要があるとき

3 本部長等は、前項の依頼があった場合において、必要と認めるときは、検査要領に基づき中間検査を行うものとする。

（実績報告）

第12条 規則第13条及び要項第13条の規定による実績報告書は、事業の完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

2 補助金の全額を概算払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、事業完了年度の翌年度の4月30日までとする。

3 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第10号様式によるものとする。

（補助金の概算払請求）

第13条 実施主体は、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、要項第15条第2項の概算払請求書を、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

2 本部長等は、提出のあった概算払請求書に出来高調書（別記第11号様式。

広域本部(地域振興局)の林務課長又は林務担当班長等が内容を証明したもの)を添えるものとする。

(補助金の返還等)

第14条 実施主体は、第8条第5項の条件に違反した場合は、当該違反に係る施行地につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

2 実施主体は、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、第7条の協定の期間内に、当事業の施行地が森林以外の用途に転用され、又は施行地上の立木が皆伐される場合には、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付を受けた者が知事に補助金を返還する場合には、別記第13号様式に加え、次に掲げる資料を提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(写し)
- (2) 補助金交付決定通知書(写し)
- (3) 補助金額の確定通知書(写し)
- (4) 第16条第1項により作成した台帳等(写し)
- (5) 第7条により締結した協定書(写し)
- (6) 補助金返還に係る区域を示す図面(森林計画図又はこれに準ずるもの)
- (7) 現況写真
- (8) 該当する場合は、林地開発許可関係書類(写し)
- (9) 補助金を返還する事となった事由の経過表

(財産の処分の制限)

第15条 要項第17条第1項の財産の処分を制限する期間は、事業の完了の翌年度の初日から起算して10年間とする。

(事業完了後の施設の管理)

第16条 実施主体は、台帳(別記第12号様式)、事業を実施した箇所の位置図(5万分の1地形図又はこれに準ずるもの)及び森林計画図(縮尺5千分の1)(以下「台帳等」という。)を4部(熊本市内の実施主体にあっては3部)作成し、うち1部を適切に保管するものとする。

2 実施主体は、前項で作成した台帳等のうち1部を市町村長に提出するものとする。

3 実施主体は、第1項で作成した台帳等のうち2部(熊本市内の実施主体にあっては1部)を第12条の実績報告書に添付して、本部長等に提出するものとする。

4 広域本部(地域振興局)長は、提出のあった台帳等のうち1部について、翌年度の4月30日までに農林水産部長に提出するものとする。

5 市町村長及び本部長等は、台帳等を適切に保管するものとする。

（市町村との連携）

第 17 条 県は、市町村森林整備計画の策定者であり、基礎的自治体である市町村との円滑な連携のもとに、この事業を実施するとともに、事業完了後の森林の管理に関する指導を行うものとする。

（雑則）

第 18 条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 31 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 7 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 9 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 24 日から施行し、令和 6 年度事業（繰越含む）から適用する。

別表（第2関係）

事業の内容	実施主体	事業 期間	補 助 率 (定額補助額)	定額単価に 含まれる経費	採 択 基 準																																																														
防災・減災・景観保全森林整備事業 森林所有者による管理が困難な16年生以上のスギ・ヒノキ人工林(国有林、県有林、市町村有林、財産区有林を除く。)で、10年間の皆伐の禁止等を内容とする協定を締結した森林について、流木被害も含めた山地災害防止等の森林の公益的機能を高度に発揮させるため、本数率40パーセントを原則として30パーセント以上の間伐を行い、針広混交林への誘導を促進するとともに、間伐木を安全な場所へ集積する。	・森林組合 ・林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づき、知事に認定された事業体 ・特定非営利活動法人 ・森林組合員 ・林研グループ会員	令和2年度～令和6年度	要項の別表に定める定額は、下記のとおり。 (1) 人工林(スギ・ヒノキ)成立本数別間伐補助単価 本数伐採率40%の場合 単位:千円/ha <table><tr><th>区 分</th><th>移動集積 (車輦系)</th><th>移動集積 (架線系)</th><th>集積まで</th></tr><tr><td>3,000本/ha以上</td><td>522</td><td>559</td><td>496</td></tr><tr><td>2,999～2,500本/ha</td><td>523</td><td>564</td><td>458</td></tr><tr><td>2,499～2,000本/ha</td><td>526</td><td>575</td><td>382</td></tr><tr><td>1,999～1,500本/ha</td><td>529</td><td>585</td><td>306</td></tr><tr><td>1,499～1,000本/ha</td><td>532</td><td>595</td><td>230</td></tr></table> 本数伐採率30%の場合 単位:千円/ha <table><tr><th>区 分</th><th>移動集積 (車輦系)</th><th>移動集積 (架線系)</th><th>集積まで</th></tr><tr><td>3,000本/ha以上</td><td>396</td><td>424</td><td>382</td></tr><tr><td>2,999～2,500本/ha</td><td>399</td><td>430</td><td>354</td></tr><tr><td>2,499～2,000本/ha</td><td>406</td><td>442</td><td>297</td></tr><tr><td>1,999～1,500本/ha</td><td>412</td><td>455</td><td>240</td></tr><tr><td>1,499～1,000本/ha</td><td>418</td><td>467</td><td>183</td></tr></table> 本数伐採率は、40%程度とすることを原則とする。ただし、樹冠長率が30%未満であって風倒木被害のおそれがある場合に限り、本数伐採率30%を適用することができる。 区分の「移動集積(車輦系)」及び「移動集積(架線系)」とは、選木、伐木、枝払い、玉切り、移動集積までの作業 区分の「集積まで」とは、選木、伐木、枝払い、玉切り、集積までの作業 ただし、上記間伐に付帯して溪流内の危険木の除去を行う場合は、862千円/ha以内とする。 (2) 侵入竹除伐成立本数別補助単価 単位:千円/ha <table><tr><th>区 分</th><th>除 伐</th></tr><tr><td>6,000本/ha以上</td><td>696</td></tr><tr><td>5,000～5,999本/ha</td><td>584</td></tr><tr><td>4,000～4,999本/ha</td><td>471</td></tr><tr><td>3,000～3,999本/ha</td><td>359</td></tr><tr><td>2,000～2,999本/ha</td><td>246</td></tr><tr><td>1,000～1,999本/ha</td><td>134</td></tr></table>	区 分	移動集積 (車輦系)	移動集積 (架線系)	集積まで	3,000本/ha以上	522	559	496	2,999～2,500本/ha	523	564	458	2,499～2,000本/ha	526	575	382	1,999～1,500本/ha	529	585	306	1,499～1,000本/ha	532	595	230	区 分	移動集積 (車輦系)	移動集積 (架線系)	集積まで	3,000本/ha以上	396	424	382	2,999～2,500本/ha	399	430	354	2,499～2,000本/ha	406	442	297	1,999～1,500本/ha	412	455	240	1,499～1,000本/ha	418	467	183	区 分	除 伐	6,000本/ha以上	696	5,000～5,999本/ha	584	4,000～4,999本/ha	471	3,000～3,999本/ha	359	2,000～2,999本/ha	246	1,000～1,999本/ha	134	針広混交林化を促進するための強度間伐の実施に必要な経費(森林の現況調査に要する経費、間伐(選木、伐木、枝払い、玉切り、集材、集積)に要する経費、侵入竹除伐(伐竹、枝払い、玉切り、集積)、再生竹除伐及び諸経費)、森林作業道の開設に要する経費	次の条件を全て満たすこと。 (1) 事業対象森林の条件 要領(熊本県森林機能高度発揮の森林づくり事業実施要領、熊本県針交混交林化促進事業実施要領を含む。)第5の1に定める協定(10年間の皆伐の禁止等を内容とする。)を締結している森林であること。 過去10年以上、間伐等が行われていない森林であること。ただし、本事業による2回目の間伐を実施する場合において、前回の間伐実施(旧事業によるものを含む。)から5年経過し、林況により針広混交林化を図るため必要と認めるときは、この限りでない。 2回目の間伐を実施する森林は、要領第5の1に定める協定を再度締結している森林であること。 4齢級(16年生)以上のスギ・ヒノキ人工林(国有林、県有林、市町村有林、財産区有林を除く。)であること。 1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること(森林法第2条森林を含む)。 原則として保安林以外の森林であること。ただし、保安林であっても、治山事業で行う保安林整備事業の採択要件を満たさない森林は、対象とすることができる。 林業経営を行ううえで、地利的な条件が不利な箇所に存在する森林であること(木材生産機能のみにゾーニングされた森林は原則対象外とする)。 溪流部で豪雨時に流れ出すおそれがある立木、及び溪岸部・山腹部に存在する傾斜木も含
区 分	移動集積 (車輦系)	移動集積 (架線系)	集積まで																																																																
3,000本/ha以上	522	559	496																																																																
2,999～2,500本/ha	523	564	458																																																																
2,499～2,000本/ha	526	575	382																																																																
1,999～1,500本/ha	529	585	306																																																																
1,499～1,000本/ha	532	595	230																																																																
区 分	移動集積 (車輦系)	移動集積 (架線系)	集積まで																																																																
3,000本/ha以上	396	424	382																																																																
2,999～2,500本/ha	399	430	354																																																																
2,499～2,000本/ha	406	442	297																																																																
1,999～1,500本/ha	412	455	240																																																																
1,499～1,000本/ha	418	467	183																																																																
区 分	除 伐																																																																		
6,000本/ha以上	696																																																																		
5,000～5,999本/ha	584																																																																		
4,000～4,999本/ha	471																																																																		
3,000～3,999本/ha	359																																																																		
2,000～2,999本/ha	246																																																																		
1,000～1,999本/ha	134																																																																		

			<table><tr><td>1,000本/ha未満</td><td>67</td></tr></table> (1)を実施する森林に適用する。 (3) 再生竹除伐補助単価 単位：千円/ha <table><tr><td>区 分</td><td>除 伐</td></tr><tr><td>再生竹除伐</td><td>124</td></tr></table> (2)を前年度実施した森林に適用する。なお、(2)を実施後、3カ年の継続実施を可能とする。 (4) 森林作業道開設補助単価 単位：円/m <table><tr><td>区 分</td><td>幅員2.5m以下</td><td>幅員3.0m</td></tr><tr><td>森林作業道</td><td>970</td><td>2,000</td></tr></table> (1)を実施する森林において、間伐木の移動集積を行うために必要な場合に限り適用する。	1,000本/ha未満	67	区 分	除 伐	再生竹除伐	124	区 分	幅員2.5m以下	幅員3.0m	森林作業道	970	2,000	めて伐採することを原則とする。また、移動集積にあっては、これらの伐採木と併せて対象森林内の間伐木を林縁又は安定した地形の場所に集積すること。 (2) その他の条件 森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」については、実施主体が市町村に提出すること。 実施主体が森林組合員、林研グループ会員の場合は、チェーンソー特別教育（労働安全衛生規則第36条関係）を受講していること。 実施主体は、林業労働安全に係る研修を事業実施年度に1回以上実施すること。 実施主体は、当事業の実施にあたり、知り得た森林情報について、県から情報提供の申し出があった場合には、応じること。
1,000本/ha未満	67															
区 分	除 伐															
再生竹除伐	124															
区 分	幅員2.5m以下	幅員3.0m														
森林作業道	970	2,000														

〇〇 年度 防災・減災・景観保全森林整備事業実施計画書

市町村名：
実施主体名：

1 事業実施方針

注）事業の実施に当たり、実施主体における下記事項等に関する取組方針を記載すること。

- (1) 事業目的の達成に向けた取組について
- (2) 関係法令等の理解と遵守について
- (3) 林業労働安全に係る研修実施に向けた取組について
- (4) その他の取組について

2 事業量等

(1) 間伐

整理 番号	面積 ha	補助金額 円	備 考
			うち、危険木除去面積 〇.〇ha
計	0.00	0	

注1 「補助金額」欄には、成立本数・作業種毎に定める定額単価から算出した額を記載すること。

なお、間伐に係る成立本数及び作業種が特定できていない場合は、面積に420千円/haを乗じて算出した額を記載すること。

- 2 林班・小班、林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。
- 3 溪流内の危険木除去を行う場合は、対象面積を内数で備考欄に記載すること。

(2) 侵入竹除伐

整理 番号	面積 ha	補助金額 円	備 考
計	0.00	0	

注1 「補助金額」欄には、成立本数毎に定める定額単価から算出した額を記載すること。

なお、成立本数が特定できていない場合は、面積に270千円/haを乗じて算出した額を記載すること。

- 2 林小班が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

(3) 再生竹除伐

整理 番号	面積 ha	補助金額 円	備 考
計	0.00	0	

注1 「補助金額」欄には、定額単価から算出した額を記載すること。

2 侵入竹除伐を実施した年度と林小班について、備考欄に記載すること。

(4) 森林作業道

整理 番号	延長 m	補助金額 円	備 考
計	0.00	0	

注1 「補助金額」欄には、規格別に定める定額単価から算出した額を記載すること。

2 森林作業道を開設する間伐施行地の(1)の整理番号を備考欄に記載すること。

補助金額計(円)	0
----------	---

3 林業労働安全に係る研修の計画

回数	開催予定年月
1回	年
2回	年
3回	年

(記載方法)

① 不要な文字は、抹消すること。

② 各表は、適宜行を追加して記載すること。

〇〇 年度 防災・減災・景観保全森林整備事業実施変更計画書

市町村名：
実施主体名：

1 事業実施方針

注）事業の実施に当たり、実施主体における下記事項等に関する取組方針を記載すること。

- (1) 事業目的の達成に向けた取組について
- (2) 関係法令等の理解と遵守について
- (3) 林業労働安全に係る研修実施に向けた取組について
- (4) その他の取組について

2 変更理由

3 事業量等

(1) 間伐

整理 番号	面積 ha	補助金額 円	備 考
			うち、危険木除去面積 〇.〇ha
計	0.00 0.00	0 0	

注1 「補助金額」欄には、成立本数・作業種毎に定める定額単価から算出した額を記載すること。

なお、間伐に係る成立本数及び作業種が特定できていない場合は、面積に420千円/haを乗じて算出した額を記載すること。

- 2 林班・小班、林齢、樹種が特定できている場合は、備考欄に記載すること。
- 3 渓流内の危険木除去を行う場合は、対象面積を内数で備考欄に記載すること。

(2) 侵入竹除伐

整理 番号	面積 ha	補助金額 円	備 考

計	0.00 0.00	0 0	

- 注1 「補助金額」欄には、成立本数毎に定める定額単価から算出した額を記載すること。
 なお、成立本数が特定できていない場合は、面積に270千円/haを乗じて算出した額を記載すること。
- 2 林小班が特定できている場合は、備考欄に記載すること。

(3) 再生竹除伐

整理 番号	面積 ha	補助金額 円	備 考
計	0.00 0.00	0 0	

- 注1 「補助金額」欄には、定額単価から算出した額を記載すること。
- 2 侵入竹除伐を実施した年度と林小班について、備考欄に記載すること。

(4) 森林作業道

整理 番号	延長 m	補助金額 円	備 考
計	0.00 0.00	0 0	

- 注1 「補助金額」欄には、規格別に定める定額単価から算出した額を記載すること。
- 2 森林作業道を開設する間伐施行地の(1)の整理番号を備考欄に記載すること。

補助金額計(円)	0 0
----------	--------

4 林業労働安全に係る研修の計画

回数	開催予定年月
1回	年
2回	年
3回	年

(記載方法)

- ① 不要な文字は、抹消すること。
- ② 各欄の下段に当初、上段に変更後とした二段書きとすること。
- ③ 各表は、適宜行を追加して記載すること。

別記第2号様式（第5条第3項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

所在地
実施主体
代表者

〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）
計画承認申請書について（依頼）

〇〇 年度において、別紙事業実施計画に基づき熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業を実施したく、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第3条及び熊本県防災・減災・景観保全整備事業実施要領第5条第3項（第6条第3項において準用する第5条第3項）の規定により提出しますので、内容をご確認のうえ、熊本県知事あて提出いただきますようお願いいたします。

記

（添付書類）

- 1 事業実施計画（変更）承認申請書（熊本県知事あて）
- 2 事業実施（変更）計画書
- 3 事業実施計画箇所位置図（5万分の1地形図）

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式（第5条第4項関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）
計画承認申請書について

このことについて、下記の実施主体から熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領第5条第3項（第6条第3項において準用する第5条第3項）の規定に基づく事業実施（変更）計画書の提出があり、内容を確認したところ当市（町村）森林整備計画の達成に資すると認められますので、同要領第5条第4項（第6条第3項において準用する第5条第4項）の規定により提出します。

記

実施主体名：

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第4号様式（第5条第5項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）
計画の承認について（通知）

〇〇 年 月 日付け 第 号で提出のありました下記の実施主体
に係る〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）計画に
ついては、別添通知書のとおり承認しましたので、熊本県防災・減災・景観保全森
林整備事業実施要領第5条第5項（第6条第4項において準用する第5条第5項）
の規定に基づき通知します。

記

実施主体名：

- 注1 計画承認通知書（原本）を添付すること。
2 不要な文字は、抹消すること。

別記第5号様式（第5条第5項関係）

第 号
年 月 日

実施主体 様

熊本県知事

〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）
計画承認通知書

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）計画については、熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領第5条第5項（第6条第4項において準用する第5条第5項）の規定に基づき承認します。

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第 6 号様式（第 5 条第 6 項関係）

第 号
年 月 日

実施主体 様

市町村長

〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）
計画の承認について（通知）

〇〇 年 月 日付け 第 号で提出のあった〇〇 年度熊本県
防災・減災・景観保全森林整備事業実施（変更）計画については、別添のとおり承
認されましたので、熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領第 5 条第 6
項（第 6 条第 4 項において準用する第 5 条第 6 項）の規定により通知します。

注 1 計画承認通知書（原本）を添付すること。

2 不要な文字は、抹消すること。

防災・減災・景観保全森林整備事業の実施に関する協定書

〇〇市（町村）（以下、「**甲**」という。）と（森林所有者氏名）（以下、「**乙**」という。）及び（森林組合等の名称及び代表者名）（以下、「**丙**」という。）とは、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項及び熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領（以下、「**規則等**」という。）に基づく防災・減災・景観保全森林整備事業（以下、「**事業**」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定締結者の役割及び遵守すべき事項等を定め、第3条に掲げる森林において実施する事業の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日（**最低10年間**）までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、下記のとおりとする。

森林の所在地	林班	小班	樹種	林齢	面積(ha)	備考

（整備の内容）

第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、原則として40パーセント程度の間伐（侵入竹及び再生竹の除伐を含む。）を実施する。

2 丙は、前項の間伐により伐採した樹木について、枝払い、玉切り、林地内への集積若しくは林縁又は安定した地形の場所への集積（以下「**移動集積**」という。）まで行うものとし、必要に応じて、移動集積を行うための森林作業道を開設することができる。

（費用の負担等）

第5条 第4条に定める間伐（枝払い、玉切り、集積を含む。（以下、「**間伐等**」という。））に要する費用は、丙が負担し乙の負担はないものとする。ただし、丙の負担には、規則等に基づき交付される補助金を充てることができる。

2 対象とする森林に対する公租公課、もしくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される受

益者負担は、乙が負担する。

(当事者の義務)

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(1) 甲の義務

丙が実施する事業が円滑に推進されるよう連絡調整を図るとともに、乙の義務が履行されるよう必要に応じて乙に対して助言等を行うこと。

(2) 乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 協定の期間中は対象とする森林を皆伐しないこと。なお、協定の期間中であっても保育のための間伐を行うことは可能とする。

ウ 第4条に定める間伐等を行ったことを示す表示板を、丙が設置することを申し出たときは、その設置を認容すること。

エ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(3) 丙の義務

第4条に定める間伐等の実施にあたり、着工及び完了について速やかに甲及び乙に報告すること。

(災害等による損害)

第7条 事業実施中及び完了後、火災、天災その他甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 事業完了後、対象とする森林の林相が著しく変化したり、または立木その他に損害を生じる場合にあっては、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者、及び新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は、丙が負担した間伐等のための費用相当額を丙に支払うものとする。ただし、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が間伐等のための費用相当額を丙に支払うものとする。

3 乙は、協定の期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに甲を経由して丙に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第6条第2号の義務に違反したときは、乙は、丙が熊本県から間伐のための費用として交付を受けた補助金相当額を丙に支払うものとする。

2 丙は、熊本県から間伐のための費用として交付を受けた補助金相当額を熊本県に返還するものとする。

(乙の協力)

第11条 乙は、熊本県が協定の期間中において、県民の森林に対する理解を深めるために、森林体験、学習活動及び森林の研究に対象森林を使用することを申し出たときは、可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 乙は、協定が終了した後においても、第1条の目的の達成を図るため、対象とする森林を皆伐しないよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙、丙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

〇〇 年 月 日

甲 市(町村)
代 表 者 市(町村)長 印

乙 住 所
氏 名 印

丙 所 在 地
名 称
代表者名 印

防災・減災・景観保全森林整備事業（変更）計画書

実施主体名：_____

総 括 表

事業区分	事業量 ha、m	補助金額 円	着工(予定) 年 月 日	完了(予定) 年 月 日	備 考
1 間 伐					
2 侵入竹除伐					
3 再生竹除伐					
4 森林作業道					
計		0 0			

实施主体名：_____

1 間 伐

整理 番号	枝番	所 在 地		林小班			樹種	林齢	森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	補助金額 ③=①*② 円	協定の締結			備考
				市町村	大字・字・地番	林班			小班	枝番					住 所	氏 名	締 結 年月日	
		自	至															

注1) 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。また、適宜行を追加して記載すること（以下同じ。）。

注2) 溪流内の危険木の除去を行う場合は、備考欄に”危険木除去”と記載し、同時に行う間伐施行地の整理番号(枝番を含む。)を記載すること。

4 森林作業道

整理 番号	枝番	所 在 地		林小班			森林所有者		施行区分	事業量 ① m	補助単価 ② 円	補助金額 ③=①*② 円	協定の締結			備考
		市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番	住 所	氏 名					締 結 年月日	期 間		
														自	至	
計										0 0		0 0				

- 注) 1 備考欄には、森林作業道を開設する間伐施行地の1の整理番号(枝番を含む。)を記載すること。
2 複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。
3 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

整理番号	枝番	採 択 基 準							備 考
		(1)①	(1)②	(1)③	(1)④	(1)⑤	(2)②	(2)③	
		協定を締結した森林であること。	過去10年以上（2回目以降の間伐が必要な箇所は5年以上）間伐が行われていない森林であること。	4 齢級以上のスギ・ヒノキ人工林で、公有林等でないこと。	1 施行地の面積が 0.1ha以上であること。	保安林以外の森林であること。または保安林整備事業の採択要件を満たさないこと。	チェーンソー特別教育を受講していること（森林組合員、林研グループ会員）。	林業労働安全研修の計画があること。	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		☐	☐						

- 注) 1 整理番号は、別記第8号様式の事業区分別の整理番号に合わせること。
2 採択基準のうち該当する事項について、適合する場合にレ点を記入すること。
3 (2)②チェーンソー特別教育については、過去に受講したものを含むこと。

別記第 9 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

所在地
実施主体
代表者

〇〇 年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業完了届
〇〇 年 月 日付け森整第 号で補助金交付決定のありました熊本
県防災・減災・景観保全森林整備事業について、事業を完了しましたので、熊本県
防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領第 10 条の規定に基づき届け出ます。

記

（添付資料）

- 1 別記第 8 号様式
- 2 着手前及び完了後の写真（全景及び近景）
- 3 事業を実施した箇所の位置図（5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるもの）
- 4 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺 5 千分の 1 程度の地形図）

注 1 不要な文字は、抹消すること。

2 添付資料 1 の別記第 8 号様式は、表題を「防災・減災・景観保全森林整備事業
完了一覧」とし、事業完了内容を記載すること。

〇〇 年度 防災・減災・景観保全森林整備事業実績書

実施主体名：

1 事業実施方針に対する実績

--

注) 事業実施計画書（別記第1号様式）に記載した事業実施方針に対する取組実績を記載すること。

2 事業実績
(1) 間伐

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
			うち、危険木除去面積 〇.〇ha
計	0.00	0	

- 注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。
2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。
3 溪流内の危険木除去を行う場合は、対象面積を内数で備考欄に記載すること。

(2) 侵入竹除伐

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
計	0.00	0	

- 注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。
2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

(3) 再生竹除伐

市町村名	面積 ha	補助金額 円	備 考
計	0.00	0	

- 注1 面積欄には、市町村毎の合計面積を記載すること。
2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

(4) 森林作業道

市町村名	延長 m	補助金額 円	備 考
計	0.00	0	

注 1 延長欄には、市町村毎の合計延長を記載し、備考欄に路線数を記載すること。

2 補助金額欄には、県のしゅん工検査後の額を記載すること。

補助金額計(円)	0
----------	---

3 林業労働安全に係る研修の実績

回数	開催年月日	研修場所	研修内容	参加者数	備考
1 回					
2 回					
3 回					

(記載方法)

① 各表は、適宜行を追加して記載すること。

別記第11号様式(第13条第2項関係)

出 来 高 調 書

事業の内容	事業量	補助金額 円	既受領額		今回請求額		残高	事業完了 予定年月日
			補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	
1 間 伐	ha							
2 侵入竹除伐	ha							
3 再生竹除伐	ha							
4 森林作業道	m							
合 計		0	0		0		0	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名

氏名

※証明の欄については、署名又は記名押印とすること。

実施主体名：

区 分	整理 番号	枝 番	所 在 地		林小班			樹種	林齡	森林所有者		施行区分	事業量		補助金額 円	協定の締結			備考
			市町村	大字・字・地番	林班	小班	枝番			住 所	氏 名		面積 ha	延長		締 結 年月日	期 間		
																	自	至	
1 間 伐																			
	計											0.00	0	0					
2 侵入竹除伐																			
		計											0.00	0	0				
3 再生竹除伐																			
		計											0.00	0	0				
4 森林作業道																			
		計											0	0	0				
合 計													0.00	0	0				

注) 1 適宜行を追加して作成すること。また、複数の市町村で実施する場合は、市町村ごとに小計を取ること。
2 溪流内の危険木の除去を行った場合は、備考欄に”危険木除去”と記載し、同時に行った間伐施行地の整理番号（枝番を含む。）を記載すること。
3 「2 侵入竹除伐」の備考欄には、同時に行った間伐施行地の1の整理番号（枝番を含む。）を記載すること。
4 「3 再生竹除伐」の備考欄には、当該再生竹除伐の施行地において侵入竹除伐を実施した年度を記載すること。
5 「4 森林作業道」の備考欄には、森林作業道を開設した間伐施行地の1の整理番号（枝番を含む。）を記載すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

市町村長名

森林所有者名

事業主体名

防災・減災・景観保全森林整備事業の実施に関する協定の破棄及び
補助金返還について

このことについて、〇〇 年 月 日付けで防災・減災・景観保全森林整備事業の実施に関する協定を締結し、〇〇 年度防災・減災・景観保全森林整備事業を実施した森林について、下記の理由により同協定に定める当事者の義務を履行できないこととなりました。

つきましては、同協定を破棄及び熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領第 1 4 条の規定に基づく補助金の返還を申し出ます。

記

1 当事者の義務を履行できない理由

2 事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 事業実施個所
- (3) 事業面積
- (4) 補助金の返還に係る面積
- (5) 森林所有者
- (6) 補助金額
- (7) 協定期間

3 添付書類